（負担金）

第三十四条の十　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十五第二項の規定により負担金の額及び徴収方法について認可を受けようとするときは、負担金の額及び徴収方法を記載した申請書に負担金の額の算出の基礎を記載した書類を添付して地方運輸局長に提出しなければならない。

2　法第四十三条の十五第五項の国土交通省令で定める率は、一万分の四とする。

3　法第四十三条の十五第六項の国土交通省令で定める事由は、天災その他負担金を納付しないことについてのやむを得ない事由とする。

（区分経理の方法）

第三十四条の十一　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、一般貸切旅客自動車運送適正化事業に関する経理について特別の勘定を設け、一般貸切旅客自動車運送適正化事業以外の事業に関する経理と区分して整理しなければならない。

2　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、一般貸切旅客自動車運送適正化事業と一般貸切旅客自動車運送適正化事業以外の事業の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの事業に配分して経理しなければならない。

（諮問委員会の委員の任命）

第三十四条の十二　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十七第三項の規定により諮問委員会の委員の任命の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。この場合において、任命しようとする者が、一般貸切旅客自動車運送事業者が組織する団体が推薦する者又は一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者が組織する団体が推薦する者であるときは、それぞれ当該団体が推薦する者であることを証する書面を添付しなければならない。

第三十五条を次のように改める。

（役員の選任及び解任）

第三十五条　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十八第一項の規定により一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事する役員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

2　一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、法第四十三条の十八第一項の規定により一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事する役員の解任の認可を受けようとするときは、解任しようとする役員の氏名及び解任の理由を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

第六十六条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第二項中「同項第十号に掲げる場合にあってはあらかじめ、同項第十一号及び第十二号」を「同項第十号及び第十一号」に、「同項第十三号」を「同項第十二号」に改め、同条第三項中「第十号、第十一号又は第十二号」を「第十号又は第十一号」に改め、同項第四号中「第一項第十二号」を「第一項第十一号」に改め、同条第四項を削る。

附　則

この省令は、道路運送法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百号）の施行の日（平成二十八年十二月二十日）から施行する。

○国土交通省令第八十三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十八条の二の規定に基づき、小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令

小型船舶操縦士試験機関に関する省令（昭和四十九年運輸省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表中「太田町四丁目四十七番地」及び「元浜町三丁目二十一番二号」を「本町四丁目四十三番地」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年十二月十九日から施行する。